

4 スクールカウンセラー

[提言]

- (1) 各学校において子どもへの周知を図るため、分かりやすい広報について工夫すること。
- (2) 学校巡回カウンセラーを拡充すること。そして心のかげはし相談員との連携を図ること。
- (3) 子どもが安心して利用できるように、秘密が守られる場所の確保、SOSを受け止める雰囲気や人間関係の形成に最大限の配慮をすること。
- (4) 学校組織内で、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、コミュニケーションを取る体制を構築すること。そのために、個人情報保護の原則を踏まえたうえで情報共有のあり方を確立すること。
- (5) スクールカウンセラーは、人権オンブズパーソンをはじめ関係機関との相互理解と実質的な連携を図ること。
- (6) スクールソーシャルワーカーが、子どもの権利の視点から、子ども・家庭・学校・関係機関をつなぐ役割を果たすこと。そのために十分なスクールソーシャルワーカーの拡充を検討すること。

[現状と成果]

- 朝会の時間を利用し、直接生徒たちに呼びかけたり、学年報や学校新聞で紹介する等、広報を工夫し、相談活動への理解やその浸透を図った学校もある。また、長期休業明けに、広報紙や集会を利用し、生徒たちへ相談室利用を呼びかけている。
- スクールカウンセラーは、学校においていじめやさまざまな悩みの相談に応じ、助言や心のケアを行っている。平成17年度より全中学校(51校、計41人。内訳・・・男性9人、女性32人。年齢構成・・・20代3人、30代19人、40代7人、50代以上12人)に配置されている(年間280時間)。資格は臨床心理士またはそれに準じるものである。

心のかげはし相談員は、小・中連携の不登校対策推進事業「フレンドシップかわさき」において不登校の予防・解決のために配置されている(年間40時間)。相談員は7中学校区、15小学校に配置され、資格は特になく、退職教員や市民があたっている。

学校巡回カウンセラーは川崎独自の制度として設置し、現在7名の学校巡回カウンセラーが対応している。資格は臨床心理士またはそれに準じるものである。小学校は、要請に応じて総合教育センターから派遣し、高等学校は週1回程度定期的に巡回相談を実施している(平成19年度：小学校240回、高等学校211回)。

スクールソーシャルワーカーは、子どもが抱える問題について、個人や環境等を考慮しながら、学校の教職員、関係機関の職員、家族等と連携・協働して、教育的かつ福祉

的アプローチから問題解決に働きかける。スクールソーシャルワーカー配置事業は平成20年度より開始し6月に1名、11月に2名増員し3名を配置し、平成21年度はさらに1名増員し4名体制で事業を展開している（週4日1日7時間15分勤務）。資格は社会福祉士・精神保健福祉士等を有しており、採用には語学が堪能であることも考慮した。スクールソーシャルワーカーの支援が必要な場合は、学校長から区・教育担当に要請をし、学校長は子どもの状況把握、保護者の相談を受けて、その情報を区・教育担当と共有して、スクールソーシャルワーカーが支援に動くこととなる。川崎区、幸・中原区、高津・宮前区、多摩・麻生区各担当制で、月1回の情報交換会、区ごとの連絡会議で情報共有している。また、連携をとって対応できるように日程一覧を作り、主幹会議で情報共有をしながら、専門分野を活かして必要な支援を行えるようにしている。

- 校内の相談体制を構築し、そのメンバーの一員として情報交換をする等連携を図っている。
- 不登校対策連絡協議会（年3回）以外の連携は、必要に応じて関係する機関等とのケースカンファレンスを実施している。
- 人権オンブズパーソンを紹介した事例は特にないが、今後の連携先として人権オンブズパーソンを視野に入れている。
- スクールソーシャルワーカーが中心となって、民生委員・児童委員、教育委員会、学校等との間を調整している。
- スーパーバイザーは、各カウンセラーへの、スーパーバイズや、事件事故発生に伴う緊急対応、教職員のメンタルヘルス対策を行っている。

【課題】

- (1) 子どもとの対話の中で、スクールカウンセラーのことを「知らない」「いつ来ているかわからない」というような意見があった。直接生徒たちに呼びかけたり、学年報や学校新聞で紹介する等といった従来型の広報にとどまらず、全校生徒が具体的な活動を理解できるように、広報を工夫することが課題である。
- (2) 学校巡回カウンセラーは、増加するニーズに対応するため平成19年度の2名から20年度は2名増員し4名、21年度はさらに3名増員し7名体制とした。相談件数の増加や学校での継続が必要な相談もあるため、カウンセラーが十分対応できる時間的な確保が必要である。そこで、今年度の体制を検証し、小学校・高等学校の児童・生徒の相談や心のケアをするのに十分な体制（さらなる増員も含め）の検討が課題である。特に、小学校においては学校の要請に応じて派遣することとなり、養護教諭や心のかけはし相談員との連携も課題となる。
- (3) 子どもとの対話の中で、「相談場所に入っていきのを見られたらおしまい」という意見があった。また、「どんなところだったら相談に乗ってくれると思いますか」という質問に

対し「静かで、声が聞こえないところ。外から声が聞こえないところ」「学校で相談できる場所があることを聞いたが、勇気がなくて相談できなかった。電話相談は学校に言われそうだから相談できない。電話も会うのもどちらも苦手、知っている人の方が相談しやすい」という意見があった。子どもが安心して相談できるよう、相談したことが内容も含め友達や先生にも分からない秘密が守られる環境、SOSを受け止める雰囲気づくり、カウンセラーとの親しみやすい人間関係づくり等が課題である。

- (4) 学校の組織の中で、十分活用されるためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と教職員とのコミュニケーションの構築が必要である。このことは、上記課題でも指摘したように子どもから相談があったことや内容をすべて情報共有するというわけではない。そこで、個人情報保護の原則を踏まえうえで情報共有のあり方を確立し、全学校における体制づくりが課題である。
- (5) 人権が脅かされていることを把握した場合の対応として、人権オンブズパーソンをはじめ関係機関との連携をどのようにすすめていくかについて検討することが課題である。
- (6) スクールソーシャルワーカーは子どもの状況に応じて子どもの権利の視点から、子ども・家庭・学校・区役所こども支援室をつないでいく方策を検討していくことが課題である。また、区役所こども支援室では、児童相談所や福祉関係、医療関係とのネットワークづくりをしており、スクールソーシャルワーカーの運用は区・教育担当との連携による即応性を重視している。そのため、区役所こども支援室と支援を必要としている子どもをつなぐ役割も期待されている。人員については平成21年度より1名増員されたものの、さらに拡充していく方向での検討が課題となる。